

# 千葉県教育委員会会議事録

令和6年度第14回会議（定例会）

1 期 日 令和7年3月10日（月）

開会 午前10時30分

閉会 午前11時45分

2 教育長及び出席委員

教育長 富塚 昌子  
委員 貞廣 斎子  
花岡 伸和  
永沢 佳純  
櫻井 直輝  
芦澤直太郎

3 出席職員

|   |   |   |   |    |    |
|---|---|---|---|----|----|
| 教 | 育 | 次 | 長 | 井田 | 忠裕 |
| 教 | 育 | 次 | 長 | 杉野 | 可愛 |

企画管理部

|   |   |   |   |   |    |     |       |
|---|---|---|---|---|----|-----|-------|
| 企 | 画 | 管 | 理 | 部 | 長  | 福田  | 有理    |
| 学 | 校 | 危 | 機 | 管 | 理  | 監   | 原 義明  |
| 県 | 立 | 高 | 校 | 統 | 括  | 監   | 細川 義浩 |
| 教 | 育 | 総 | 務 | 課 | 長  | 吉本  | 明広    |
| 教 | 育 | 政 | 策 | 課 | 長  | 古谷野 | 久美子   |
| 財 | 務 | 課 |   | 長 | 北村 | 規彦  |       |

教育振興部

|   |   |   |   |   |    |    |    |
|---|---|---|---|---|----|----|----|
| 教 | 育 | 振 | 興 | 部 | 長  | 荒金 | 誠司 |
| 教 | 育 | 振 | 興 | 部 | 次  | 里見 | 学  |
| 教 | 職 | 員 | 課 | 長 | 鈴木 | 克之 |    |
| 保 | 健 | 体 | 育 | 課 | 長  | 志村 | 修一 |

企画管理部

|                 |    |     |
|-----------------|----|-----|
| 教育総務課主幹兼文書・情報室長 | 小原 | 康宏  |
| 同 副主査           | 山本 | 龍一郎 |

教育振興部

|                 |    |    |
|-----------------|----|----|
| 教職員課主幹兼小中学校人事室長 | 金親 | 秀樹 |
| 同 主幹            | 村田 | 歩  |
| 同 管理主事          | 松本 | 聡  |
| 同 管理主事          | 樋口 | 清之 |
| 同 管理主事          | 内田 | 隆二 |
| 同 管理主事          | 糸井 | 孝仁 |
| 同 管理主事          | 香取 | 宏祐 |
| 同 管理主事          | 齋藤 | 智保 |

保健体育課

|                  |    |    |
|------------------|----|----|
| 主席指導主事事務取扱学校体育班長 | 右崎 | 英志 |
| 同 指導主事           | 石倉 | 陽介 |

|             |        |
|-------------|--------|
| 同 指導主事兼保健班長 | 茅田 壘   |
| 同 指導主事      | 中村 美智恵 |

事務局

|            |        |
|------------|--------|
| 企画管理部教育総務課 |        |
| 主幹兼委員会室長   | 山口 聖剛  |
| 同 副主幹      | 小合 基夫  |
| 同 主査       | 杉本 浩二  |
| 同 主査       | 岡本 多佳乃 |

#### 4 教育長開会宣告

#### 5 署名人の指名 貞廣 斎子 委員

#### 6 令和6年度第12回千葉県教育委員会会議（臨時会）議事録の承認

#### 7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第61号議案から第63号議案までの議案3件、第9号報告の報告議案1件、報告1から報告4までの報告4件である。第62号議案、第63号議案及び第9号報告は、教育委員会会議規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

#### 8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を貞廣委員にお願いする。

#### 9 審議事項

### 第61号議案 千葉県教育委員会の所管する事務に係る行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

#### 【教育総務課長】

本件は、県の機関に係る申請、届出等の手続をオンラインで行うようにするための共通事項を定めた「千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の教育委員会における施行規則であり、手続を電子化する際の電子署名の利用等について定めるものである。

改正理由であるが、国において、デジタル技術の効果的な活用を推進するため、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に係る主務省令が令和5年12月に改正された。これを踏まえ、主務省令の改正内容に準じた改正を行うとともに、処分通知等の電子化を促進するため、軽微な内容の処分通知等については、電子署名を省略可能にするなど所要の改正を行うこととした。

改正内容であるが、第7条第1項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改正し、特定の記録媒体に限らず広く対象とするとともに、将来出現し得る新たな技術にも対応できるように記載を追加する。

次に、第2条第1項第2号で規定されている電子署名の定義について、主務省令に準じ、ロ及びハを追加し、2種類の電子署名が利用可能であることを明記する。このほか、第5条第2項で、第三者が県に代わって電子署名を行う立会人型電子署名を利用可能とする改正や、公印の押印を要する文書等については電子署名を行い、それ以外の文書については電子署名を省略

可能とする改正をする。また、同項ただし書きで、デジタル技術の進展により電子署名と同程度の確認機能を有する措置を用いて電子署名を代替することを可能とする改正をする。

なお、パブリックコメントを実施したが、特段意見はなかった。施行期日は、令和7年4月1日となる。なお、内容の変更を伴わない、立法技術上の字句の訂正等が必要となる場合については、事務方にこれを一任していただく。

【花岡委員】

こういう情報通信技術に関する文章の決まり事は色々なところに似たようなものがあると思うが、そういったものは一つ一つつぶしていく、改正していくといった作業が必要なものなのかというところと、それをもっと簡略化できないか、ということについて、教えていただきたい。

【教育総務課長】

実は前回の会議でも同じようなことをお諮りしており、まとめてできれば良いのだが、一つ一つ来るのでそれに合わせてお諮りしているところである。

【貞廣教育長職務代理者】

第61号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第61号議案は、原案どおり可決する。

## 報告1 令和8年度公立学校教員採用候補者選考について

【教職員課長】

教員採用候補者選考については、優秀な人材の確保に向け、毎年度、改善を図っているところであるが、来年度は次のような改善を行う。1点目は、「幼稚園教諭特別選考」の新設である。小学校の受験資格として、幼稚園教諭免許を有する方もしくは取得見込みの方でも受験可能とする。2点目は、「大学推薦特別選考の受験内容変更」として、第1次選考における「小論文」を廃止し、「集団面接」のみとする。3点目は、「小学校併願の拡充」である。小学校併願については、現行、小学校教諭免許を取得もしくは見込みを条件としているが、数学、理科、保健体育においては、中学校教諭免許のみでも併願可能とする。4点目は、「講師等特別選考の受験内容の変更と統合」である。講師等特別選考Bについて、第1次選考を免除とし、現行の「小学校特別選考」と統合する。5点目は、「社会人特別選考の要件変更」である。これまで、社会人特別選考の実務経験年数の要件を5年としていたが、3年へ引き下げる。6点目は、「周年化受験区分の拡充」である。周年化受験区分として、本年度、「元教諭特別選考B」を設置したが、「他県現職等特別選考」を追加し、併せて他県等現職等特別選考については、第2次選考を「個別面接」のみとする。7点目は、「千の葉の先生養成塾生特別選考」の新設である。本年度、第1期生となる本塾生を対象として、第1次選考を免除とする特別選考を実施する。8点目として、「教職インターンシップ等経験者への優遇措置」である。本年度の採用選考において、「ちば！教職たまごプロジェクト」修了者への優遇措置を設定したが、次年度は、他県等における同様の教職インターン修了者も優遇の対象に拡充する。最後に9点目として、「問題作成及び運営に関する改善」である。次年度の問題作成及び運営について、先ず問題作成に関しては、委託業者の再考、問題確認委員会の設置、当日の出題ミスへの対応の改善等を図る。また、運営については、受験者の視点に立った日程の改善、仮設トイレの設置、デジタル管理等を図り、受験環境をより整えていく。

次に、「選考日程」であるが、実施要項については、3月14日（金）午後5時に千葉県教育委員会ホームページで公表予定である。1次選考は7月6日（日）に県内会場及び盛岡・名古屋・関西の県外3会場で実施する。第2次選考は、8月中旬から下旬に県内会場で実施する予定である。

【永沢委員】

幼稚園教諭特別選考へはどれくらいの志願がありそうか。

【教職員課長】

同様の特別選考を実施している青森県では、本年度12名の志願があった。初年度はそれほど多くはないかもしれないが、定着させていき裾野を広げたい。

報告1は終了。

報告2 令和6年度「教員等の出退勤時刻実態調査」の結果について

報告3 令和6年度「学校における働き方改革推進プラン取組状況調査」の結果について

【教職員課長】

報告2及び報告3については関連しているので、一括して説明する。

まず、例年実施していた「教職員の働き方改革に係る意識等調査」は、回答の傾向がある程度つかめたことから、負担軽減を考慮し隔年実施としたため、今年度は実施しなかった。今年度は「教員等の出退勤時刻実態調査」、「学校における働き方改革推進プラン」取組状況調査、この2つの調査結果について報告する。

はじめに「教員等の出退勤時刻実態調査」の結果について説明する。この調査は、千葉市立及び市立高校を除く県内すべての公立の小学校・中学校・高等学校・義務教育学校・特別支援学校を対象として、平成30年度から6月と11月の出退勤時刻について調査を行っているものである。昨年度からは学校現場の負担軽減等を踏まえ、年1回、11月のみの調査とした。

「月当たりの時間外在校等時間が45時間以上80時間未満の教諭等の校種別割合」については、昨年度と比較すると、義務教育学校以外全ての校種で減少しており、全校種の平均については、5.3ポイント減少し、31.9%で、2年連続で5ポイント以上の減少となった。「月当たりの時間外在校等時間が80時間を超える教諭等の割合」についても、昨年度と比較すると、義務教育学校と高校、特支で若干増えているが、全校種の平均は、0.8ポイント減の5.8%となった。

続いて「教諭等の月当たりの時間外在校等時間」の平均であるが、こちらも全体的に減少しており、全校種の平均は39時間29分で、昨年度から1時間52分減少した。「副校長・教頭の月当たりの時間外在校等時間」は、全校校種での平均は58時間55分となり、昨年度よりも4時間16分減少した。昨年度は11分の減少だったことから、大変大幅に減少した。働き方改革推進プランの改定とその周知が図られたことから、各学校での取組の見直し、意識改革が促進された結果が主な要因と推察される。しかしながら、二つの表を見ると、全体的に改善傾向にあるが、教諭については、校種によって時間外在校等時間の差がみられる一方、副校長・教頭においては、依然としておしなべて長時間勤務の状態であり、業務負担軽減が喫緊の課題である。

次に、「学校における働き方改革推進プランの取組状況調査」について、報告する。まず、働き方改革に係る教職員の意識の変容であるが、「子供と向き合う時間が確保できている教職員の割合」については、前回調査より1ポイント増加し、62%となった。また、「勤務時間を意識している教職員の割合」については、前回調査から5ポイント減の71%となった。

出退勤時刻実態調査から見て時間外在校等時間は確実に縮減されているにも関わらず、毎年の調査結果は、あまり変化が無いことから、それぞれの具体的な判断基準を設けて調査するなど、結果の向上を阻害している要因を探ることも必要ではないかと考える。この調査は令和6

年３月に改定した「学校における働き方改革推進プラン」に示した合計４９項目のうち、数値目標を設定した３７項目の取組状況を、アンケート形式で調査したものであり、県内の５３市町村教育委員会及び全ての県立学校を対象に、１１月１日現在において、県教育委員会の定めた基準に達しているか否かの回答を求めたものである。

昨年度と取組状況を比較、更に出退勤時刻調査の結果と照らしながら分析するとともに、好事例を明らかにすることで働き方改革を推進させるために活用することとしている。今年度は、プラン改定に合わせ、取組達成の判断基準を見直し、より各取組の進捗状況が把握しやすくなるようにした。具体的には、取組１に対して判断基準がａからｄの４項目あり、以前はこの４項目が全て「できた」と回答しなければ取組１を達成したことにはならなかった。新基準では、それぞれに「できた」と回答した割合を取組１の達成率として表した。そのため、一覧表では、達成率の欄の上段が新しい判断基準で判定した時の割合、下段を旧判断基準で判定した場合の割合として併記して示している。まず、市町村教育委員会の取組状況であるが、新基準では、【取組８】の１項目以外全ての項目において今年度の数値目標を達成した。この【取組８】については、旧プランでは８０時間を超えた教職員に対し、「校長が改善の指導・助言を行う」としていたところに、改定したプランでは新たに「産業医につなげるなど」という文言を追加したことから、今まで産業医ではなく、学校医等に相談していた市町村が、「できていない」と判断した可能性がある。この、８０時間超の教員に対し、医師との面談へ繋ぐことに関しては、産業医に限らず、学校医も含め、必ず実施するよう、各種会議や研修会を通して各市町村教育委員会及び各学校に、引き続き指導していく。旧判断基準で目標値を下回った【取組１１】については、判断基準に「学びのＤＸを実現するための人材育成及び配置を行っている」という項目を追加したところ、達成率が低かったことから、ＤＸ化に向けての人材配置はまだ十分ではないことが伺える。

また、【取組１７】については、旧基準で見ると目標値及び前年度の達成度を大きく下回った。これは、判断基準に１年単位の変形労働時間制の活用について進めるという項目を入れたところ、達成が低くなったためである。上限時間の規則等への反映については、ほとんどの市町村で改正が終わっているが、その先の１年単位の変形労働時間制の活用まで踏み込んでいるところはまだ少ない状況が見えた。【取組５】の「全庁的な体制整備」については、新基準でも５０パーセントと低くなっているが、令和３年度には１９パーセントだったところから比べると、年々改善されている。国が求めている「働き方改革の取組を総合教育会議の場で議題に上げること」が進んでいくと、更に達成率は上がってくるものと思われる。

続いて、県立学校全体の取組達成率の状況である。県立学校においては全ての項目において目標値を達成した。特に伸び率の高かったものは【取組１０・１１】である。【取組１０】については、定時退勤の設定や意識化、夏季休暇等の完全取得等の取組が改善されたことから、管理職の意識改革が図られたものと推察される。【取組１１】については、特に部活動指導における「点検結果を踏まえて必要に応じた見直し」が大きく改善された。【取組７】と【取組１３】は１００％となっているが、取組７については、今年度から県立特別支援学校に校務支援システムが導入されたことから、その活用が進んだものと思われる。ただ、ＩＣＴの活用については、各学校間で差がかなり開いている状況があるので、業務改善ＤＸアドバイザー配置事業を活用し、底上げを図っていく必要があると認識している。

資料にはないが、これらの調査結果を受けて、時間外在校等時間の多い副校長・教頭の負担軽減を図るため、負担感の大きい文書・調査・回答等の削減に向けた取組の推進、校務ＤＸ化を通じた、更なる業務負担軽減、多様な働き方を可能とするフレックスタイム等、制度の検討などを行うとともに、教職員一人一人の勤務に対する更なる意識改革を図っていく。

#### 【櫻井委員】

学校医で悪いということではないが、産業医との面談を位置付けることには理由があるので、相談ができる体制整備を県として担保してほしい。

#### 【教職員課長】

各学校長が４５時間超の教員とは面談し、８０時間超は医師との面談につなげるよう、指導

しているところであり、そこはしっかりと繋げられるようにしていきたい。

【花岡委員】

教職員の意識の変化があまり見られない理由について今後調査を行っていくとのことだが、勤務時間を意識していない2～3割の教員が何を思って勤務しているのか、ヒアリング等を通して把握し、生の声を知りたい。教員も決められた勤務時間がしっかりあるんだという意識が当たり前になるようにしたい。

【教職員課長】

どうしたら勤務時間を意識したことになるのか、判断基準を示して詳細に調査することや、業務の削減によって生み出された時間を何に使っているのか、また、「働きがい」を感じる業務が削減されていないかなど、様々な角度から調査したい。

【芦澤委員】

新年度は、いつ、どのような目標に対して、どのように調査していくのか。

【教職員課長】

次年度も同じ時期に、同様の調査を行う予定である。

【貞廣委員】

働き方改革は、数字にこだわると時間ハラスメントになってしまう恐れもあるので、長期的に考えることも必要。その中で、中学校は45時間超や80時間超が多いのは、主に部活動指導にある。国が地域移行のスケジュール等を示しているが、これは国や県がどうこうしろというものではない。市町村が6年後を見据えて主体的に変えていかなければならない問題である。「変わらない、変えられない、変わりっこない」ではなく、変えていかなければならない。市町村が具体的に進めていく中で、もしかしたら、県のサポートが必要になることが出てくるかもしれないが、その時には県として考えてほしい。

報告2，3は終了。

#### 報告4 令和6年度「千葉県体力・運動能力調査及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について

【保健体育課長】

この調査は、子供の体力・運動能力の向上に係る施策等の成果と課題を検証し、その改善を図ることや、学校が体育・保健体育の授業等の充実・改善に役立てることを目的として毎年実施している。当課が行っている県の調査と、スポーツ庁が行っている国の調査の概要である。調査対象は、県は県内の公立学校の全児童生徒、国は小学校5年生と中学校2年生の全児童生徒である。調査内容は、どちらも実技調査として新体力テストの8種目を実施しているが、国の調査は、これに加えて児童生徒への質問紙調査、学校と教育委員会に対する質問紙調査がある。この2種類の調査を総合的に分析することで、児童生徒の体力についての分析と考察、今後の取組について検討している。

30から37ページは、体力・運動能力の状況をまとめたものである。まず30ページの表1、図1は県の目標値との比較を示している。上の赤いラインが高校の目標値の55点。下の赤いラインが小中学校の目標値の50点である。体力合計点とは、種目ごとの記録に応じて10点満点で得点化され、8種目80点満点で何点になるかというものである。男女別、さらに小学生とそれ以上で得点基準が異なっている。

この体力合計点を見ると、赤い矢印が付いている小学生・中学生は昨年度より若干向上し、高校生は若干低下した。3校種とも、県の目標値の達成には至っていない。ページ下段は、総

合評価の割合を示している。総合評価とは、参考として示した総合評価基準表に基づいて、体力合計点をAからEの5段階で評価するものである。年齢別に基準が異なっており、この総合評価を見ると、全ての校種で約4～5割がA・B評価、約2割がC・D評価となった。

31ページの図2では、総合評価の割合の学校種ごとの経年変化を示している。コロナ禍以前と比較するとA・B評価が少なく、C・D評価が多くなっているが、コロナ禍以降の令和3年度からは、小学生と中学生は徐々にA・B評価の割合が増えている。体力の低下には、一定の歯止めがかかったと考えられる。図3、県の調査から、特定の学年を追跡して経年変化を見ると、学年が上がるにつれてA・B評価が増えており、ここからも、コロナ禍以降、徐々にではあるが、体力が向上している傾向が見られる。

32ページ表3は全国との比較を示している。体力合計点は、小学校・中学校ともに全国平均を上回っていることが分かる。校種別に見ると、筋持久力を見る「上体起こし」、走力を見る「50m走」、全身持久力を見る「シャトルラン」は、小中男女ともに全国を上回っているが、投力を見る「ボール投げ」は全国を下回っている。

ページ下部から33ページの図4は、種目別の平均値の経年変化を校種別に示したものである。赤い矢印は昨年度より向上したことを表している。筋力を見る「握力」、敏捷性を見る「反復横跳び」、投力を見る「ボール投げ」は全校種で昨年度よりも向上した。全身持久力を見る「シャトルラン」がコロナ禍以前と比べて低いこと、投力を見る「ボール投げ」が昨年度よりも向上しているのにも関わらず全国よりも低いことは、気になることである。

34～35ページは、質問紙による意識調査の結果となっている。小学5年生について、児童に対する①「体育の授業は楽しいですか」との質問に約9割の児童が「楽しい」「やや楽しい」と回答しているが、全国と比較すると若干ではあるが下回っている。一方、学校に対する②「体育の授業で大切にしていることは何ですか」との質問には、約9割の学校が「運動の楽しさを実感させる」と回答している。35ページは中学2年生についてであるが、中学2年生も小学5年生と同様の傾向が見られた。このことから、授業者は運動の楽しさを実感させる授業を心がけ、児童生徒も一定程度、体育の授業に対して楽しさを感じることはできていると考えるが、豊かなスポーツライフの実現に向けた、体力の獲得、維持、向上という観点からは、その運動の特性への気づき、発見、またチームなどの仲間との協力による課題解決など、より深い楽しさを実感させていくことも考えていかなければならないと考える。

36～37ページは、質問紙による生活習慣調査の結果である。36ページの図9、一週間の総運動時間は、一週間の中での体育以外の運動時間を分単位で表しており、部活動の時間は含めている。一週間の総運動時間は、小学校・中学校、男女ともに昨年度と比較すると若干増加した。図10の経年変化を見ると、運動時間が0分または1分～59分の割合が依然として少なくないことが分かるが、昨年度からは若干減少した。

37ページはスクリーンタイムについて示している。スクリーンタイムは、全国と比較すると若干長い傾向が見られ、経年変化を見ると3時間以上の割合が年々増加している。スマートフォン等の普及による生活様式の変化が推察され、運動時間の確保や体力への影響が懸念される。

まとめになるが、本県児童生徒の体力については、全体的に体力の低下傾向に一定の歯止めがかかったと考えられるものの、コロナ禍以前と比較すると、依然として高くはない状況で推移している。運動への新たな気づきや、価値の再認識等によるより深い楽しさを実感させること。また、生活習慣の変化の中でも、運動時間を確保することなどにより、豊かなスポーツライフの実現、実現に向けた生涯スポーツへの接続、こういった点が課題であると考えている。改めて体力の向上には、その土台として「運動好きな児童生徒を育成すること」とともに「体育の授業以外の運動習慣の形成」が重要であると考えている。

そこで、全ての児童生徒が運動への新たな気づきや達成した喜びチームやグループで協力する価値などを味わい、運動のより深い楽しさを実感できる事業を展開するとともに、運動に取り組む時間や機会を意図的に確保することを「体力向上に向けた2つの柱」として、共通理解を図っていく。

1つ目に「体育授業の充実」として、児童生徒が「より深く楽しい」と感じ、体を動かすことへの意欲化を図る体育授業を展開できるよう指導・助言していく。具体的には、児童生徒に

運動の楽しさを実感させるためには、どのような授業を展開し、どのような声掛けをすればよいのかといった具体的な指導法や児童生徒が夢中になって取り組む活動例などを、研究集会や各種研修会、県ホームページ等様々な場で周知する。また、よりよい授業づくりの参考書として使用できる、指導のポイントや授業の進め方などを示した資料を積極的に活用するよう推奨する。

2つ目に「日常的な運動習慣の形成」として、学校においては、体育学習以外の運動機会を意図的に増やすことを推奨する。具体的には、休み時間等に児童生徒が取り組めるような、運動の要素を含む遊びやゲームなどを推奨し、楽しみながら体を動かす時間を作る。また、これまでも取り組んできた「遊・友スポーツランキングちば」について、各学校がより積極的に、そしてより手軽に取り組めるよう、内容や報告方法を改善していく。現在、学校体育班で検討しているが、これに加えて、現場の先生方のアイデアも募って改善していきたいと考えている。また、これら「2つの柱」をより効果的なものにするため、大学教授等の有識者と連携して体力向上施策を検討する。大学教授等による講義や講演に加え、本県調査の具体的なデータに基づいて、体力向上につながる運動メニューの検討や情報発信をしていきたいと考えている。

本県児童生徒の体力向上は、新型コロナの期間を経て、下げ止まりの傾向が見られたこれからが重要な期間だと考えている。先程伝えた「2つの柱」を中心に、今後も児童生徒の体力向上に取り組んでいく。

【櫻井委員】

スクリーンタイムの増加で影響を受けるのは、睡眠時間や読書時間など他の生活時間であり、その結果として運動時間への影響が考えられるのではないかと。

【保健体育課長】

ご指摘のとおり、スクリーンタイムの増加が体力に直結しているかは分からない。睡眠時間等の生活習慣についても、クロス分析できるかどうか検討する。

【花岡委員】

体育の授業が楽しければ、体力が向上するとは思えない方が良いと感じている。他の教科との比較で楽しいと回答している児童生徒もいるのではないかと。

【保健体育課長】

体を動かす楽しさや運動の特性に触れる喜びを味わうことは、生涯スポーツへの接続に大きく繋がると考える。体力向上が体育の目的ではない。授業を通して、運動への前向きな意識づけをし、その結果として体力向上を図っていききたい。

【永沢委員】

グループでの学習で嫌な思いをしている児童生徒もいる。運動が苦手な児童生徒も体育の学習の楽しみを感じられるような、個別最適な学習が必要ではないかと。

【保健体育課長】

体育は個人差が大きい教科である。児童生徒の実態を把握し、指導の個別化として、様々な手立てを講じることが大切である。その上で、場や用具、ルール等、工夫し、個々の児童生徒の学習の個別化を促すことで、個別最適化を図っていく。

【櫻井委員】

各課が持っているデータをデータベース化して、様々な角度から分析できるような仕組み作りが必要である。

【富塚教育長】

国調査と並行して全校全学年に県調査を実施する必要はないのではないかと。現状把握よりも

改善に注力したい。

【保健体育課長】

ご指摘いただいた点について十分に検討していかなければならない。現場の先生方の声を踏まえて、今後の在り方について検討していく。

【貞廣委員】

政策検証が目的なら抽出調査で良い。指導改善が目的なら全数調査をする必要がある。指導改善に向けてデータを活用しきれていないことが問題である。

【花岡委員】

体育の授業の選択制について検討していただきたい。また、遊・友スポーツランキングの見直しを検討していることは嬉しく思う。運動の苦手な児童生徒も参加できる事業にしていきたい。

【櫻井委員】

先生が授業で大切にしていることと、児童生徒の評価指標にずれがあるように感じる。先生と児童生徒で、評価規準等について共通理解が必要である。

報告４は終了。

## 教育長報告 令和７年２月定例県議会の概要について

【富塚教育長】

２月定例県議会の概要について報告する。

はじめに、議案についてであるが、教育委員会関係は、「議案説明資料」のとおり、議案第１号「令和７年度千葉県一般会計予算」議案第１９号「令和７年度千葉県特別会計奨学資金予算」議案第２５号「令和６年度千葉県一般会計補正予算」議案第４３号「令和６年度千葉県特別会計奨学資金補正予算」議案第５０号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」議案第６５号「千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」の６議案が審査され、原案どおり可決された。

次に、本会議における代表質問及び一般質問についてであるが、「教育環境の整備」に関する質問などが７１件あった。詳細は、「令和７年２月定例県議会「本会議」質問項目一覧表（教育関係）」のとおりである。このうち、主なものについて、その内容を報告する。

教育行政について、「県立高校の魅力を高めるため、教育環境の整備にどのように取り組んでいくのか。」との質問には、「県立高校の魅力を高め、質の高い教育を推進するためには、生徒が安全・快適に過ごせる学校施設や、これからの時代にあった学習環境の整備を進めることが重要であると考えています。このため、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、エレベーター整備を計画的に進めるとともに、トイレ洋式化を令和１１年度までに確実に完了させてまいります。併せて、令和７年度は学校が柔軟に活用できる施設整備の予算を大幅に増額計上し、老朽化対策等への迅速な対応を図ります。また、学習環境の向上のため、ネットワーク環境を改善するとともに、熱中症リスクの高い特別教室への空調整備を令和１０年度までに完了するよう進めます。さらに、避難所指定されている高校体育館への空調整備に県単独で着手するなど、今後とも県立高校の教育環境の整備・充実に努めてまいります。」と答弁した。

次に、文教常任委員会における質問についてであるが、２月２５日の本会議において、文教常任委員会委員長より、審議状況について報告がありました。詳細は「令和７年２月定例県議会文教常任委員会委員長報告」のとおりである。

## 教育長報告 請願第13号 教員の未配置を完全に解消するための抜本的な対策を求める請願書について

### 【富塚教育長】

令和7年2月12日付けで受理した「教員の未配置を完全に解消するための抜本的な対策を求める請願書」への対応について説明する。こちらについては、委員には事前にご覧いただいている。

本請願の趣旨は、県の責任で法律に定められた教職員の未配置を完全に解消するための対策を講じることを求めるものである。請願項目としては、項目1「文部科学省が認めている産休・育休の先読み加配を確実に活用して、年度初めからの産育休の未配置をなくすこと」、項目2「県費採用枠で年度初めから、教員を確保し年度初めの定数内未配置をなくすこと」、項目3「千葉県で2年間、年間を通じて講師として働いた教員の採用試験で特段の優遇措置（面接だけで採用等）を講じること」、項目4「小学校で1学級の人数を36人以上にしないこと」、項目5「毎月1日時点での未配置数を正確に公表すること」を要望している。

本請願の取扱いについて、項目1、項目2、項目4及び項目5の4つについては、12月18日の第9回定例の教育委員会会議において、項目ごとに状況を説明し、付議しない旨を報告した。その後、引き続き、取組を進めており、今回改めて報告すべき状況の変化はない。項目3について、県教育委員会では、教員採用選考において、講師としての実績があり、一定の条件を満たす方については、選考の一部を免除する「講師等特例選考」を設けており、県として可能な措置は既に講じているところである。

以上のとおり、本請願の取扱いについて、慎重に検討した結果、いずれの請願項目についても、既に対応方針を明確に定めて、取組を進めており、また県議会の場合においても、県教育委員会の考えを表明していることから、付議しないこととした。

引き続き、教員志願者の確保と、そこにもつながる学校現場の働き方改革の推進に全力で取り組んでいく。

## 委員報告 県立学校の卒業式への臨場について

### 【永沢委員】

3月8日木曜日、茂原高等学校の卒業式に臨場した。保護者や地域の方から愛されている学校であるということが伝わった。素晴らしい式を執り行い、卒業生が立派に巣立っていったことを報告する。

<傍聴・報道 退出>

## 第62号議案 千葉県公立学校職員健康審査会委員の委嘱について

保健体育課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

## 第9号報告 市町村立中学校長の人事について

教職員課長の説明により報告終了。

## 第63号議案 市町村立学校長の人事について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

## 1 0 教育長閉会宣告

令和 7 年 4 月 1 6 日 署名人